

あきる野市行政改革への提言（骨子）

I 基本事項 ～市民に開かれた行政の推進を～

1 協働のまちづくり

- ・ 市政情報の透明化等の取り組みを進め、市民のまちづくりへの参画意識の高揚を図ること。
- ・ 市民と行政との協働の事業（アクションプラン）等を明らかにすること。

2 市政情報の透明化

- ・ 各種事業の目的や効果、市の財政状況などについて、分かりやすく正確な情報を市民に提供し、市民の行政への信頼確保に努めること。

3 環境共生の取り組み

- ・ 国が進める温暖化対策等の取り組みを受けて、吸収源となる森林の整備やごみの減量化などの課題に取り組むこと。

II 個別事項 ～財政健全化の視点で～

1 歳入の増加策

- ・ 進出企業に対する奨励措置制度を導入すること。
- ・ 市街化区域への編入を促進すること。
- ・ 使用目的を明確にした寄附制度を確立すること。
- ・ 未利用財産を積極的に処分すること。
- ・ 有料広告の拡大を図ること。

2 市政情報の活用

- ・ 行政運営に資する様々な市政情報を全市的に収集し、一元的に分類・管理することにより、市民が積極的に活用できる仕組みを構築すること。

3 事務事業の見直し

- ・ 事務事業の休廃止、縮小、統合等を進めること。
- ・ 市民に対し、事務事業に要する経費やその効果などの情報提供に努めること。

4 財政運営の対応

- ・ 公債費比率の数値目標を設定し、慎重に対応すること。

5 施設管理関係

- ・利用者数や利用率の目標を設定し、利用者を増やすための方策を実施すること。
- ・施設の利用者数や使用料、管理運営経費や利用率など、施設の管理運営の実態を市民に対して積極的に周知すること。
- ・施設使用料の額や減額・免除の対象者等について、検討すること。
- ・指定管理者の管理運営に係る検証（モニタリング）手法を整備すること。
- ・市営住宅の建替えについて、建替方式による経費と民間住宅の借上方式による経費を比較検討し、対応すること。

6 人材育成と人事管理

- ・時代の変化に対応し、新たな課題に適切に対処できる人材の育成に努めること。

7 補助金関係

- ・補助団体や補助金の性格により、メリハリのある対応をすること。

8 報酬関係

- ・各種委員の必要性、人数、金額等について検証し、見直すこと。

Ⅲ 議会と市民に関して

- ・行政改革は、将来につけを回さないためのものであり、それには議会と市民の協力が不可欠である。行政の強力なリーダーシップが必要とされるゆえんもそこにある。各位の英知に期待する。